

天保改革期における上方幕領改革

—京都代官小堀家処分と築山役所新設をめぐる—

尾崎真理

はじめに

本稿は、天保改革期に実施された上方幕領における支配替の実態を明らかにすることで、当該期における幕領政策の一端を解明することを目的とする。なお、上方とは山城・大和・摂津・河内・和泉の五畿内に、近江・丹波・播磨の三カ国を加えた八カ国を指し、上方幕領に管轄地（以下、支配所）をもつ代官を上方八カ国代官（以下、上方代官）とする⁽¹⁾。

従来、天保改革においては、幕領農村に対して、天保末期に各地で行われていた年貢増徴策の集大成である御料所改革と、その前提とも考えられる郡代・代官（以下、まとめて代官）支配強化策が実施されたことが知られる⁽²⁾。前者については自治体史や天保改革論の中で触れられることは多いものの、これを本格的に検討したものは藤田覚氏の研究に限られる。氏は御料所改革の実施過程、実施にあたる代官や村側の対応を実証的に解明し、御料所改革を「寛政以降幕府崩壊までのあいだに、唯一しかも最後に全幕府領に仕掛けられた強力な政治攻勢であった」と評した。氏が明らかにしたことをまとめると、以下の通りである。（一）御料所改革は定免年季明けの村には一年だけ検見取、それ以外の定免村には立毛見分を行い、坪刈を実施して現実の収穫量の再把握を目指し、（二）この改革に消極的な代官らを督励し監視するため、九州を除く全幕領に勘定所役人を派遣して廻村させ、一律的な年貢増徴を強制しようと

した事など、徹底した収獲量の把握とそれに基づく増徴の強行を特徴としていた。また、(三)これをめぐっては代官の中にも幕府の方針を批判する者もあり、(四)農民側の激しい抵抗をも招いた。

一方、改革の実行者たる代官に対する諸政策については、代官の地方支配強化策として代官在陣令、任地在任十年未満の者の転任願禁止に加え、関東代官を中心とした大規模な代官入替が行われたことが知られている。このうち上方幕領においては、京都詰代官木村と宇治代官上林の罷免、大津代官石原の越後国川浦への場所替など、特定の役所で代官職を世襲する代々代官の一斉処罰という注目すべき措置がとられた。これらは事実としては知られるものの、この処分の意味するところについては、上知令の反対勢力となりうる代々代官の排除を企図したものと指摘⁽⁵⁾、石原の場所替が増徴策に対しておこった近江一揆の責任を取らされたものといった指摘はわずかにみられるものの、いずれも推測の域に留まっており、評価も一定していない。さらに、従前の研究では、代官筆頭で、広大な支配所を持ち、禁裏御用を兼帯するなど、上方の代々代官の中でも特別な位置づけにあった京都代官小堀については何ら言及がないが、本稿で明らかにするように、実はこの時期、小堀家に対しても厳しい処分が行われ、これに伴って上方幕領では天保十四年(一八四三)から翌年にかけて他に類を見ないほどの大規模な支配替が行われていた。これらの動きは小堀家のみにとどまらず、上方幕領支配にとっても重要な意味をもつと考えられる。

そこで、本稿では従来知られていなかった天保改革期における京都代官小堀家処分およびそれに伴う上方幕領の支配替の全貌を明らかにした上で、上方の代々代官に対する一斉処分と当該期の幕府政策との関連性を示し、当該施策が上方幕領の地方支配上にもつた意義を提示したい。なお、本稿では個別代官の動向を詳細に検討するが、これは個別代官研究の進展のみを企図するものではなく、むしろ個別代官の動向の検討が、当該期の幕府政策を論じる上で不可欠であるという観点からこれを行うものである。

まずは本論を始める前に、筆者が拙稿「近世中後期における幕府の代官配置原則」(『ヒストリア』二七七、二〇一九年、以下、前稿とする)において明らかにした、代官配置原則を本論に必要な限りで示しておく。

なお、本原則は享保十年（一七二五）の代官役所経費支給制を契機として成立し、天明期（一七八一—九）頃にかけて確立していくものである。

幕領は、①代官が支配する支配所と、②大名や奉行などに委託される大名預所に分かれ、①の中には(1)本管地である代官所（代官が執務する役所を指す場合は代官役所）と、(2)附管地である預所があった。さらに預所には(2)―1当分預所と(2)―2別廉当分預所の区分があり、別廉当分預所は当分預所から派生し、上知や代官の死亡・免職などで支配者不在となった幕領を暫定的に預かる支配所で、通常は数カ月ほど経つと自身または他代官の代官所や当分預所に編入された⁽⁸⁾。各代官は代官所高の一〇〇〇の位を四捨五入した極高（「一万石高」と表記される）によって、支給される経費額や代官職内の序列（座順）が決められていた。例えば、代官所高が五万四〇〇〇石であれば極高は五万石高、五万六〇〇〇石であれば六万石高となる。対して預所高は代官所高と同じくそれに応じた経費支給はあるものの、極高には含まれず、座順には影響しなかった。

代官は原則初任が五万石高で、治績優劣に応じて万石単位で極高が増減（これを各々増地、減地という）され、最大でおよそ一〇万石高を支配し、布衣（布衣の衣冠を着る資格で、従六位相当とされた）以下の役職である代官ながら、中には布衣を許された者もいた。ただし、角倉家・嵯峨角倉家・上林家・木村家などの一部の代々代官は適用外で、彼らは各々定まった高でほぼ固定されていた。なお、増地高は実際に増加した高ではなく、極高の増加分を示すため、例えば、五万四〇〇〇石の代官所をもつ五万石高の代官の代官所に一〇〇〇石が編入されれば、五万五〇〇〇石―六万石高となり、一万石増地されたことになる。一回の増地高は一、二万石が通常であったが、稀に四万石ほどが一度に増地されることもあった。⁽⁹⁾上知・私領渡による幕領の増減に加え、代官所高による昇級制の存在も相まって、幕府は一年に複数回代官割（代官および代官支配所の配置替）を実施したため、幕領では代官の任地異動（場所替）や役所の管轄替（最寄替）など（まとめて支配替）が頻発した。

なお、代官割は知行割と同様に老中―勘定奉行（・吟味役）―勘定所が担い、老中決裁後、將軍の親裁を受ける場合

もあつた。勘定所における担当部局は享保期以降も若干変遷があるものの、主に下勘定所の取箇方知行割掛が担当した。

第一章 天保改革期における京都代官小堀家の処遇と上方幕領

第一節 近世中後期の上方幕領の支配形態

本節では、近世中後期の上方代官の特徴について、特に天保改革直前の状況を中心に確認しておく。表1には天保九年（一八三八）の上方代官九人の役所所在地、支配所、支配高、兼帯役職などをまとめた。ここから上方代官の特

(○：代官所／△：当分預所)						支配高（石余）		極高
大和	摂津	河内	和泉	播磨	他			
*	○	○	○	○		代官所	101,000	10万石
				△		当分預所	5,000	
○	○	○	○	○		代官所	101,000	10万石
	○	○		○		代官所	61,000	6万石
				△		当分預所	5,000	
	○	○				代官所	63,000	6万石
				△		当分預所	11,000	
					伊勢 美濃	代官所	51,000	5万石
						当分預所	4,000	
○						代官所	53,000	5万石
△						当分預所	3,000	
○		○				代官所	30,000	3万石
		○				代官所	20,000	2万石
						代官所	200	—

表1 天保9年(1838)における上方代官

座順	代官名(諱)	支配	布衣	代々代官	在勤(陣屋・役宅)場所/江戸役所	兼帯役職(役料)	本高(家祿)	支配所		
								山城	近江	丹波
1	小堀主税(正芳)	所司代支配	布衣	代	(京都)二條役宅住居/駿河台甲賀町	禁裏御所方御用(役料1000俵)・山城大川筋御普請兼帯	600石	○		○
6	石原清左衛門(正修)				近江国滋賀郡大津陣屋(役屋敷)住居/浅草鳥越	大津町奉行・大津御蔵掛・琵琶湖水船奉行	200俵		○	
18	池田岩之丞(季秀)	勘定奉行支配		代	大坂谷町役宅住居/表二番町法眼坂	堤奉行・廻船役(役料金80両・15人扶持)	150俵			
19	築山茂左衛門(正路)				大坂鈴木町役宅住居/本郷御弓町		70俵5人			
27	多羅尾織之助(純門)				近江国甲賀郡多羅尾村陣屋住居、出張陣屋=東海道四日市/表四番町	1500石		○		
34	竹垣三右衛門(直道)	京都町奉行支配		代	大和国宇智郡五条村陣屋住居/本所御竹庫後	入木山支配・過書船支配・上荷船支配	150俵			
39	木村惣左衛門(不明)				京都住居/下谷練堀小路		200石			
41	上林六郎(久賢)				山城国久世郡宇治郷住居/下谷二丁目御徒士大平榮五郎地面之内		490石	○		
42	角倉帯刀(玄信)				京都住居/なし(山本大膳御用向引請)	賀茂川堤奉行(役料20人扶持)・賀茂川縁村々支配	200俵カ	○		

【典拠】阿波国徳島蜂須賀家文書(国文学研究資料館所蔵)27A-100189-2戊(天保9年)8月改「御代官所附」。支配、布衣、代々代官、在勤(陣屋・役宅)場所、兼帯役職については『江戸幕府代官史料 県令集覧』(吉川弘文館、1975年)より天保10年度分、諱、家祿、兼帯役職については村上直ほか編『徳川幕府全代官人名辞典』(東京堂出版、2015年)も参照した。

(註1) 原文では「大和」国も小堀の支配所となっているが、他史料では確認できず、誤りである可能性が高い(*)。多羅尾の極高は原文では「六万石」であるが、誤りのため修正した。

(註2) 角倉は他に知行代として嵯峨川高瀬船を支配し、通行料を徴収した。

(註3) 座順は全代官42人のうちの順位。代=代々代官。なお、天保10年度『県令集覧』において、全代官42人中、代々代官は8人(上方代官6人+蕪山代官江川+長崎代官高木)、在府代官は21人である。

徴として以下の四点が指摘できる。

(一) 代々代官と称される、特定の任地で代官を世襲的に務める家柄の代官が九人中六人を占める。天和・享保期(二六八一—一七三六)にかけて負金を抱える多くの不良代官が罷免されたことで、幕初以来の代官家はおおよそ淘汰されたため、享保改革期以降は代官職の継承率は極めて低く、数年で任地を転々とする非世襲型代官が一般的で、当該期には上方以外の代々代官は葦山代官江川家と長崎代官高木家を数えるのみであったことをふまえると、これは上方幕領を特質づけるものである。また、これにかかわって、上方代官には代官(役高一五〇俵)の中ではかなり稀少な自身の知行所をもつ者が多いことも指摘できる。一方、大坂鈴木町・谷町両代官と大和国五条代官のみが非世襲型代官であった。

(二) 天保十年『県令集覧』によると、全体的には在府代官(江戸の役宅に住み、任地に陣屋がない、あるいは任地の陣屋には下僚らを置き、自身は検見などの際のみ出張する代官のこと)が半数近くを占めていたが、全ての上方代官は支配所の近辺にある役宅や陣屋に在勤していた。

(三) 代官は勘定奉行支配の職であるが、上方代官のうち小堀・石原が京都所司代、木村・上林・嵯峨角倉が京都町奉行支配である。ただし、これは身分上の支配においてのことで、職務においては享保期以降、上方代官も勘定所の指揮・監督下に入っていた。

(四) 上方代官は通常の地方・公事方業務以外に、兼帯する御用や役務が多い。代官は必要に応じてその都度臨時御用を命じられることがあるが、表1で示したのは恒常的な御用(定式御用)や役務である。前掲の天保十年『県令集覧』では、御用や掛などを兼務する代官は全体の四分の一定程度であることをふまえると、これも上方代官の特徴といえよう。

以上をふまえて、表1の中でも、極高一〇万石高で支配所も広範囲に存在し、布衣を許され、所司代支配を受けるなど、突出した地位にいた代官小堀・石原についての略歴を次に示す。なお、両家とも近世前期から代官職を務め

る家柄ではあったが、ここではそれぞれ京都代官、大津代官を務めるようになってから天保九年頃までを対象とする。小堀家は、代官五味豊旨の跡をうけて、延宝八年（一六八〇）八月に小堀正憲が京都二條千本屋敷に入って以来、ここを拠点に代々京都代官を務め、当初より禁裏御所に関する務めを度々果たしていたが、のち禁裏御所御用（役料一〇〇〇俵、二人体制の場合は五〇〇俵）と山城国大川筋御普請を代々務めるようになった（ただし、家督継承時に幼少である場合、後見として親戚筋の者が代わりを務めた時期もある）。また、正憲の子克敬が正徳二年（一七二二）に布衣を許されて以降は、小堀家は代々、代官就任直後から遅くとも数年後には布衣を許されていた。さらに安永六年（一七七七）までには布衣以上の代官の中で関東代官伊奈家とともに「代々御代官相勤、其上支配所高も多候」という理由で座順が伊奈に続く第二位とされ、その上「代々御役相勤、布衣被 仰付候者」であるという理由で別格の家筋として座順が固定され、寛政四年（一七九二）の伊奈の代官職罷免後は筆頭となる。また天明四年（一七八四）には、邦直が京都郡代に任じられている（寛政元年、邦直死去により廃止）。極高については邦直が宝暦十三年（一七六三）に一万石増地により一〇万石高となって以降、小堀家は他代官との二人体制で務めた寛政元々七年の五万石高を除くと、管見の限り一〇万石高を維持していた。所司代支配の期間も長いが、その期間は明確にはできない。

一方、石原家については、五畿内代官であった正頭が寛保三年（一七四三）七月、場所替により大津代官、大津御藏・琵琶湖水船奉行兼帯を務めたことを機に、代々大津代官を務めるようになった。正頭はその後増地を繰り返して、明和四年（一七六七）には布衣を許され、西国筋郡代の次、上方では小堀に次ぐ地位になり、所司代支配に移された。同七年には一〇万石高に達し、同九年には大津町奉行兼帯となった。その子正範も安永五年、大津代官・大津町奉行になり、支配所もそのまま引き継いだ。翌年布衣を許された際に、正範も伊奈、小堀、三郡代の次、上方では小堀に次ぐ座順となり、直後に所司代支配に移された。以後正通・正修も代官就任後二年ほどで一〇万石高になり、十年前後で布衣を許されている。なお、正範・正通は一〇万石高になったあと、さらに一万石増地され、最終的に二万石になるが、管見の限り正通死後は代官の極高の最高値が一〇万石高に設定されるため、それ以後は一〇万石高までに留まった。

第二節 天保末期の京都代官小堀役所の処遇

天保十四年（一八四三）六月九日、京都詰代官木村惣左衛門（諱不明）および宇治代官上林久賢が各々行跡または身持不良、家事不取締、支配所取扱方の未熟を理由に罷免され、翌十日には大津代官石原正修が川浦へ場所替を命じられ、大津代官には勘定組頭であった都筑峯重が任命された⁽¹⁸⁾。以上の事実は比較的よく知られるが、本節では同時期に行われながら従来まったく知られていなかった京都代官小堀家に対する処分の実態を解明する。

この年二月五日、前京都代官小堀正芳（主税）が死去し、五月二十二日、子の正明（勝太郎）が、家督と代官職を継承した。この時、小堀にまつわる興味深い風聞が大坂医師の見聞録である「浮世の有さま」に記録されている。

【史料一】⁽¹⁹⁾

○伏見なる木村宗右衛門、年来淀川筋にて大に私欲筋有し由相頭れ、此度改易になりて、川筋の事は角倉為二郎一人の支配となると云噂也、京都御代官小堀は前にもいへる如く、支配地六七万石被召放、宇治神林も甚驕り強く、不法事これ有ゆへ、御咎蒙りしと云

【史料一】では、代官木村・上林の処罰とともに、京都代官小堀が支配地（支配所と同義、以下、支配所で統一）六、七万石を削減されたことと記されている（この記述だけでは支配所全体からの削減か、代官所のみからの削減を意味するかが確定できないため、ここでは支配所と記す）。たしかに幕府は代官に対して減級を意味する極高の削減⁽²⁰⁾減地を行うことがある。しかし、その実施は増地に比してかなり稀で、よほどの理由がない限り実施されない。本史料が収録される『日本庶民生活史料集成』の編者原田伴彦氏は、その補注において「京都御代官小堀」を安永七年（天明五年（一七七八—八五）に伏見奉行を務めた小堀政方（近江国小室藩主）のことと同定し、「京都代官（中略）の小堀主税は、この年の五月二十二日に病歿し、子の勝太郎が父の跡をついで代官となっており、改易されていな

い。従って本文の記事は誤りで、政方の改易事件が混同されたものであろう」と説明する。正芳は二月歿であるものの、五月に正明が代官職を継承することも相まって、この説明により小堀家の情報は誤りとして特段の関心が払われなかったであろう。しかし、「浮世の有さま」は小堀の支配所が削減されたとするだけで、小堀が改易されたと記すわけではない。加えて、政方の改易は天明八年のことで、時期的にも文脈的にもこれを代官の小堀と混同する蓋然性は低い。

そこで、まずは天保十四年の京都代官職継承時に小堀の支配所が六、七万石削減されたという記述について改めて検証してみたい。代官の最寄替や場所替、増地などの事実を確かめるのに最も都合な史料は、代官の支配替の一次申渡書（以下、支配替申渡書）である。これは支配替の際に、勘定奉行から対象となる全代官に対し、支配所の出入の詳細を申し渡したものである。これが記録される幕府史料としては「小役人帳」「小役人被 仰付并御免留」、代官史料としては蕨山代官江川家の「御用留」などがあるが、天保十四年のものは見当たらず、地方文書に稀に含まれる写なども発見できなかった。ただし、天保末期に將軍家慶の御側御用取次を務めた新見正路が、將軍の御覽に供した事例を記録した「御覽もの留」によると、正芳死後、二月二十三日に正芳旧支配所の取扱方、三月十日に代官最寄替割合について老中水野忠邦から將軍に伺っているため、正芳死去直後からその支配所をどのように処理するかが幕府内で審議されていた形跡はある。そこで、嘉永六年（一八五三）、正芳のあと代官職を継承した小堀正明が増地された時の最寄替の申渡から逆に天保十四年の最寄替の状況を検証したい。

【史料二】は嘉永六年六月二十三日付の支配替申渡書の写である。同月二十九日、大坂鈴木町代官設楽能潜役所の用達大坂屋貞次郎（沢田名で差出）が、日頃より付き合があった同支配所の和泉国大鳥郡堺廻り三ヵ村（北庄・中筋・舳松）庄屋に代官交替を報知する際に送ったもので、そのため同中筋村庄屋の南家のもとに本史料が残された。

【史料二】⁽²³⁾ (代官一人分略)

小堀勝太郎^(能世)

此度増地被仰付候ニ付、多羅尾久右衛門・設楽八三郎御代官所・当分御預り所河内国高式万石余其方御代官所へ相渡ス

【史料二】には支配替申渡書の写のうち、末尾の小堀部分のみ掲載した。この前に一つ書きで、支配替の対象者について、場所替の場合は転任先、同地での最寄替の場合是最寄替、増地の場合は増地高を記しており、小堀については「式万石御増地 小堀勝太郎様」と記されている。このような記述は、幕府の申渡には通例みられず、沢田(大坂屋)が加筆したとみられる。

この時支配替の対象となったのは二人の代官で、小堀は二万石増地により河内国のうち信楽代官多羅尾純門と大坂鈴木町代官設楽の代官所・当分預所から合計二万石余が代官所に編入される旨を仰せ渡された。増地の結果、小堀が何万石高になったのかは本史料ではわからないが、このうち確認できる最も近い年代(安政六年〔二八五九〕)の史料では、小堀正明は五万石高である。天保十五年以降正明が減地された形跡はないため、天保十四年の代官職継承段階で正明の極高はいったん三万石高となり、この増地で五万石高となった可能性が高い。

この推論を検証するために、地方文書に残る支配替の記録から、天保十四年八月に小堀らの支配所から大坂鈴木町代官築山正路の別廉当分預所に編入された村を示すと、次のようになる。⁽²⁵⁾ なお、編入された国と村高合計値は表2に示した。

表2 天保14年(1843)8月に編入された築山別廉当分預所(単位=石高)

国/旧支配	小堀代官所	上林代官所	高槻藩預所	合計
山城	6,629.567	14,456.026		21,085.593
播磨	20,493.885			20,493.885
河内	36,280.803	6,089.100	3,471.062	45,840.965
摂津	3,024.715		28,839.212	31,863.927
計	66,428.970	20,545.126	32,310.274	119,284.369

【典拠】本文註⁽²⁵⁾に同じ。

(註) 史料の小計と村高の合計値が一致しない場合は、史料上の表記に従った。

曰く、この時、罷免された上林の元代官所（山城国綴喜・久世郡、河内国交野郡）全二万石余、高槻藩預所（河内国茨田郡、摂津国能勢・島上・島下・川辺郡）全三万二〇〇〇石余に加え、小堀代官所（山城国葛野・乙訓・紀伊郡、播磨国加東・加西・美囊・神東・多可郡、河内国茨田・若江・河内郡、摂津国有馬郡）から六万六〇〇〇石余の計約一二万石が築山別廉当分預所に編入された。築山方に編入された小堀の支配所は全て代官所で、かつ支配替前の前代の小堀正芳の極高は一〇万石高であるため、仮に代官所高を最大値の一〇万四九九九石として、そこから六万六〇〇〇石余を差し引くと三万八〇〇〇石余で四万石高（六万石高減）、最小値の九万五〇〇〇石とすると、差引二万八〇〇〇石余で三万石高（七万石高減）となり、【史料一】の「支配地六七万石被召放」という記述と状況が一致する。加えて、のちに正明が二万石増地で五万石高になることをふまえると、正芳から正明への代官職継承時に、小堀家は極高にして七万石高分を削減され、三万石高になったことはほぼ確実である。

ただし、代々代官であつても、代官職継承時に前代の極高から削減されるのが定例であれば、七万石高削減は一概に処罰とはいえない可能性がある。そこで代々代官の代官職継承時に前代の極高がどのように次代に受け継がれるのか、その定則を確認しておこう。

代々代官が代官職を継承する場合、その支配所および極高がどのように継承されるかについての検討は管見の限り皆無である。前述の通り、小堀家は宝暦十三年（一七六三）以降は例外期を除き、一〇万石高の極高を維持していたようであるが、これはあくまで辞書類から判明する概要にすぎない。一方、小堀と同じ代々代官（布衣）であった大津代官石原家については、代官職継承時に前代の極高がどのように継承されるかが史料上明確になる。【史料三】は勘定吟味役福田道昌のもとに残された、文久元年（一八六一）十一月、大津代官石原正美（清一郎）が、家督相続の礼のため参府する際に、先例に従い、三万石増地により一〇万石高を仰せ付けられるよう幕府に願った願書に添えられた先例書である。

【史料三】
(三)

〔先例書〕

一(第一卷) 曾祖父清左衛門儀、安永五申年家督無相違被下置、如父時御代官被

仰付、支配所高、大津町方支配等之儀

も是迄通被 仰付候段被仰渡、同六酉年三月家督為御礼参府仕、箱肴献上(平出) 御目見被 仰付、同七月出精

相勤候ニ付、布衣被 仰付、其後天明元丑年十二月支配所高壹万石増地、拾壹万石高被 仰付候

一(第二卷) 祖父庄三郎儀、寛政七卯年父之跡式被下置、七万石高御代官被

仰付、大津町支配之儀、如父时被 仰付、同九巳年五月家督為御礼参府仕、箱肴献上(平出) 御目見被 仰付、同七月廿九日支配所高三万石増地、拾万石

高被 仰付、文化元子年八月(平出) 桑宮様御下向御道中御賄御用被 仰付、御供仕罷下、同九月三日出精相勤

候ニ付、布衣被 仰付、同十三子年八月支配所高壹万石増地、拾壹万石高被 仰付候

一(第三卷) 父清左衛門儀、文政四巳年十一月家督無相違被下置、七万石高御代官被

仰付、大津町支配之儀も如父時可

相勤旨被仰渡、同年十二月高三万石余当分御預所被 仰付、同六未年三月家督為御礼参府仕、箱肴献上(平出)

御目見被 仰付、同月廿七日支配所高三万石増地、拾万石高被 仰付、天保二卯年九月(平出) 有君御方御下

向御道中御賄御用被 仰付、御供仕罷下、同月廿九日出精相勤候ニ付、布衣被 仰付候

右之通先格ニ御座候、以上

これによると、石原正通が正範（布衣、一一万石高）から家督と代官職を継いだ寛政七年（一七九五）以降、大津代官は家督と代官職の継承時点で七万石高を継承し、その後家督御礼参府で將軍への御目見えが実現した際に、三万石を増地され、一〇万石高になる先例が形成されていた。なお、前述のように、正範、正通まではその後さらに一万石を増地され、最終的に一一万石高になるが、文政四年（一八二一）の正通死後は、代官の極高の上限が一〇万石高に設定されたと考えられるため、これ以後は最高で一〇万石高に留まっている。

このように、一〇万石高に達した代々代官（布衣）が、家督と代官職を継承した場合、初任高は七万石高となる先例が遅くとも寛政期には存在していたことがわかるが、これは石原家のみならず、葦山代官江川家や信楽代官多羅尾家でも確認できる。慶応三年（一八六七）七月、一〇万石高で布衣も許されていた多羅尾純門の子光弼が代官職を継承する際に、勘定所は「今般多羅尾主税病氣^(補)ニ付、願之通隠居被 仰付、悴織之助^(光弼)江家督被下置、如父時御代官被 仰付候処、主税儀年来格別出精相勤、織之助儀も是迨父御役見習被 仰付、出精相勤罷在候儀も有之候間、御代官江川太郎左衛門儀父家督被下置、直ニ七万石高支配被（平出）仰付候先格も御座候間、織之助儀七万石高支配被 仰付可然、其余残高之分取寄替共割合方之儀取調、左ニ申上候」と、光弼が初任で七万石高になるように、鈴木町代官内海との最寄替を提案し、その通り実施された。⁽²⁹⁾この時提示されたのが江川家の先例で、実際に安政元年十二月に英龍（布衣）が増地で一〇万石高となった翌年、英敏が家督と代官職を継承した際には、英敏の初任高は七万石高となっている。⁽³⁰⁾

以上より、代々代官の場合も代官職継承時に極高を削減されることはあるが、一〇万石高で布衣の場合は初任高は七万石高で、通常の新規代官でさえも初任高は五万石であるため、代々代官の代官職継承時に極高を一〇万石高から三万石高に削減される事態は明らかに異例であり、代官職継承時の削減のため、同一人物に対する減級処置である減地とは厳密には異なるが、減地に相当する処分であり、代々代官小堀家への処罰とみて間違いない。

第二章 天保改革期における上方幕領改革

第一節 上方代々代官の処罰と御料所改革

それでは、小堀家も含め、天保改革期における上方の代々代官に対する一斉処罰は、どのような政策的意図でなされたのか。幕府が代官割を申し渡す際に支配替の理由を明示することは通常ないため、代官割の意図を把握すること

は史料的に困難であるが、本章では、これらの処罰と当該期の幕府政策との関連を示唆する新出史料を紹介しつつ、旧代々代官支配所のその後の動向もからめながらこの点を論じる。次の史料は【史料二】と同じく南家に残された御料所改革の申渡の請書（控）であり、掲載箇所はその表紙に付された貼り紙で、すべて朱書で記されている。

【史料四】^④

今般御改革御取締被 仰出、此雛形之通取調子^{（方々）}可申旨被御沙汰^⑤ニ而、其上御私領向^茂江戸ハ御城十里四方、大坂御城ハ五里四方之村々ハ不残御料所ニ可相成御主意有之、ケ程之儀ニ付、上方村々混雜可申様無之前代未聞、此時当御代官^{（不務兼前代官）}築山茂左衛門様御支配・当分御預り所共式拾万石余、其外石原様・小堀様・木村様・上林様・田良尾様都而永住御代官甚不首尾也、尤御私領向大坂地廻り都合三拾万石余上ケ地取調子^{（方々）}築山様・竹垣三右衛門様両御代官へ被 仰付候得共、取調万端、築山様御役所へ別段立会役所出来候而御立会之上御調有之、然ル処江戸表も何様混雜之趣^⑥ニ而、厚御思召を以被 仰出候御趣意筋ハ其儀ニ不及旨御沙汰^⑦ニ而、御私領向^茂是迫通りニ相心得可申旨御沙汰之由ナリ（後略）

ここでは天保十四年（一八四三）六月に命じられた御料所改革と上知令によって、上方村々は前代未聞の混乱状況に陥っていること、上方の代々代官（大津石原・京都小堀・京都詰木村・宇治上林・信楽多羅尾）が（これらにおいて）甚だ不首尾であったことが記されている。対して、上知令に際し、大坂鈴木町代官の築山と同谷町代官の竹垣には大坂周辺の私領約三〇万石分の上知調査（私領主から提出された上知のための報告書の精査）が任されたが、こちらは調査が行き届いていたという。しかし、両政策は江戸でも混乱を招いたため、打ち切られた。

本史料で注目されるのは、天保改革の二大事業であった御料所改革・上知令における当時の代々代官の不首尾と、非世襲型代官である大坂の両代官築山と竹垣の上首尾が対比的に描かれていることである。また、築山に当時二〇万

石もの支配所の支配が任されていることに続けて、代々代官の不首尾が記されていることから、築山の二〇万石支配と代々代官の不首尾に何らかの相関性があることも想定される。もちろんこれは村の記録であるため、風聞的な史料であることは免れえず、記述内容の検証は必要であるが、築山の支配所であった中筋村を含む堺廻り三カ村の庄屋は御料所改革を命じられた当事者で、かつ郡中惣代も度々務めており（当時は堺廻り三カ村のうち北庄村庄屋二郎兵衛が郡中惣代）、代官役所下僚や用達ら御用請負人との関係も深く、前掲【史料二】からも明らかのように、彼らから関係する幕政の動向や役人の人事情報などの報告を日常的に受けていたため、この記述の信憑性は極めて高い。

ただし、幕府が大坂城最寄の私領の上知を命じたのは六月十五日、御料所改革の実施を代官に命じたのは同二十一日であるので、上知令・御料所改革が命じられた時点ですでに石原は場所替、木村・上林は罷免を申し渡されていた。したがって、少なくともこの三人は上方において上知令・御料所改革には携わっていないはずである⁽³⁶⁾。前者についてはそもそも私領の上知で、収公する村の調査は私領主が行い、その吟味は大坂代官に任されたため、他の上方代官が関わるのは後者である。狭義の御料所改革は申渡以後のものを指すものの、既に藤田氏が明らかにしているように、天保十二年頃から、幕府の指示を受けた代官により各地で御料所改革に連なる新田検地・高入れ、免直し・免増し・新田開発などの増徴策が実施されていた⁽³⁷⁾。これに関わって、天保十三年正月頃からは近江湖水縁新開場見分と称して、幕府中央から派遣された勘定の市野茂三郎郎が現地役人を伴って琵琶湖畔や諸川筋の村々の地先にあたる村境などの空地・堤防の内側の川敷・寄洲などで開発可能な場所の検分を進めた⁽³⁸⁾。しかし、実際には見立てでの新開地の高入れや本田地の検地も行うなどの不正も多く、大幅な増徴を恐れた近江国野洲・栗太・甲賀郡三百余村の百姓が検地の中止を求めて市野らを襲い、検地の中止および一揆と幕府役人の大量処罰に結果した。検分に随行した石原・多羅尾両代官の手代らも押込を命じられている。本件については、【史料一】と同じ「浮世の有さま」の別箇所に、石原場所替との関連を示唆する記述がある。

【史料五】^(註)

○大津御代官石原も、何か不埒の事有て、神君より永々大津の御代官の蒙仰、不易の身上にて由緒有之事なれ共、此度越後へ所替被仰付、京都御代官小堀にも支配地の内を数万石御取上げと成、江州信楽の御代官多羅尾にも不埒にて、所替被仰付しと云、御代官の内にも、此三人は何れも急度せし由緒有る身分なれ共、数百年の土着にて赦に長ぜしゆへ、御政道を正ふせざりしゆへなるべし

〔^(傳書)石原が仕くしりは昨年江州の一揆の発頭人十人斗召捕へ、此者共を生をく時は、是迄己か非道なりしこと、又此度棹入に付ても不法なりし始末なとくはしく申立ぬるやうになりては、其身の仕くしりとなれることなるゆへ、其口をふさかんとして数人攻殺せしといふ、生残りたるもの兩人出府して其始末を申立しゆへ、永々支配せる地を召放され、越後新潟へつかはさるゝやうになりしと云こと也〕

【史料五】では、大津代官石原に不埒の事があり、永々在勤の地であった大津から越後に場所替されたこと、京都代官小堀が支配所のうち数万石を取り上げられたこと（【史料一】と同内容）、信楽代官多羅尾も不埒により場所替されたことが記される。このうち多羅尾の場所替の事実はなく、誤りであるのが石原の場所替について記した頭書である。

頭書によると、石原の場所替は、石原が自身の不正の口封じのために、捕縛した一揆勢のうち数人を殺害したことが江戸での取調で発覚したためという。この記述の真偽は定かではないが、一揆の首謀者らは捕縛後に大津代官役所の牢屋に移され、そこで幕府中央から派遣された勘定方留役による取調、拷問を受けて絶命した者が多数いた。その後重罪者が江戸で訴えた市野らの無法な行状は幕府に事実と認められ、事業の中止が正式に申し渡された。拷問による殺戮に石原が関与したか否かは不明だが、取調の過程で多数の絶命者を出したことは事実で、石原にもその責任の一端はあろうし、石原が当地において相当な恨みを買っていたことも容易に想像され、御料所改革断行にあたり、支

配所との軋轢を避けるため、石原を大津から引き離すことが必要であったと推測される。

実際に、石原の旧支配所で御料所改革のための調査を実施したのは、新しく大津代官に就任した都筑であった。⁽³⁸⁾一方、先に罷免された木村・上林については、木村の大和国の代官所三万石余が谷町代官竹垣、上林の代官所二万石余が築山の別廉当分預所となり、⁽³⁷⁾彼らによって御料所改革が申し渡されており、竹垣の日記から、同役所では、竹垣自身やその下僚が従来からの支配所である摂河播州に加え、別廉当分預所に編入された大和国にも検見のために廻村し、刈様、春法などを行っている様子も確認できる。⁽³⁸⁾

ここで前節で明らかにした築山支配所への編入状況を確認しておく、小堀から築山への郷村引渡（所領替や最寄替の申渡後、対象となる村を相手領主に引き渡すこと）は、小堀正明が代官職を継承した五月二十二日からちょうど三ヶ月が経過する直前の八月二十一日に行われた。郷村引渡は原則支配替の申渡と同時に交付される高帳（支配替で受け取る郡村名・高の一覧）の交付から三ヶ月（西国は四ヶ月）以内が期限であるため、代官職継承と同時に小堀の支配所削減を含めた最寄替も命じられたとみられる。さらに上林・高槻藩からも八月に郷村が引き渡されているため、幕府は上方幕領の大規模な支配替を構想し、五月の小堀の代官職継承、同晦日の高槻藩預所御免、⁽³⁹⁾六月の石原の場所替、上林・木村の罷免を行った上で、石原分を都筑に、小堀・高槻藩・上林分を築山に、木村分を竹垣の支配所に編入させ、これらの代官に御料所改革を行わせたのである。

これをふまえると、前掲の【史料四】がいう築山が支配する二〇万石余とは、築山の元来の支配所とこの時編入された別廉当分預所（表2）とをあわせた高のことで、⁽⁴⁾続けて代々代官の「不首尾」が記されるため、ここでいう「不首尾」とは、幕府が進める増徴策を幕府の意向通りに進めることができなかつたことを指し、そのため彼らから没収した支配所における改革を築山に任せたと推測される。【史料四】と同じ冊子に綴じられた築山の御料所改革の申渡第四条では、築山の旧来の支配所に対しては幕府中央から派遣された勘定松村忠四郎が見分ついでに検見も行うのに対し、別廉当分預所では築山役所自らが検見を行った後に勘定が見分つことを表明している。また第六条では、旧

来の支配所に比して仕法が行き届いていないであろう別廉当分預所の村々に対しても、築山役所の仕法を理解させるように郡中惣代らに命じている。以上から、築山は特に新しく編入された別廉当分預所に対する取締・調査と仕法の貫徹に重きをおいていたことがわかる。なお、御料所改革は閏九月に中止されるが、増徴自体は実施されている。

実際に、当時、築山支配所であった摂津国住吉郡中喜連村の年貢変遷を確認すると、定免の年季が明けた天保十四年は検見取で前年比三斗九升増になっており、翌弘化元年（一八四四）にはこれにさらに五合増で三ヵ年定免を請けている。この前後の年度をみると、定免切替の度に増免されるのは五合のみであるので、十四年の増免量は際だって大きく、この年貢量はその後の基準ともなつていった。また、竹垣支配所であった摂津国八部郡花熊村の十四年の年貢は、前年比で三石四斗増徴されている。

ここで編入先の代官都筑・竹垣・築山の経歴を確認すると、都筑は「大概順」で通常の代官より上位に位置する勘定組頭から一〇万石高・布衣の待遇で大津代官に就任しており、まさに幕府中央から送り込まれた代官である。嘉永元年（一八四八）に石原が大津代官に戻ると勘定吟味役に、その後佐渡奉行、下田奉行などを歴任し、諸大夫になるほどの人物である。竹垣は五代にわたつて代官を務めた家柄の者で、天保七年勘定より代官に転じ、嘉永六年に布衣を許され、のちに江戸廻代官（一〇万石高）、江戸馬喰町御用屋敷詰代官筆頭などを務めた後、最後は天璋院・和宮用人となり、諸大夫になる。築山は天保七年に勘定・評定所留役より代官に転じ、のちに江戸馬喰町御用屋敷詰代官筆頭（一〇万石高）を務め、布衣も許される。つまり、彼らはいずれも代官の中でも稀にみる出世を遂げた、幕府の意向を忠実に遂行する勘定所系の能吏といえよう。

なお、【史料四】で唯一言及がない代々代官の嵯峨角倉家は二〇〇石しか支配所を持たず、地方支配においてはほとんど意味をなさない存在であった。一方、信楽代官多羅尾家については例外で、場所替、減地も含めて処罰は確認できず、むしろ天保八年～慶応三年（一八六七）に代官を務めた純門は、幕末期にいたり小堀と入れ替わるように同家にとって異例の昇級を遂げた。これについての考察は今後の課題とせざるを得ないが、小堀に代わる勢力として多

羅尾家が台頭した側面があるのではないかとみている。

以上より、天保改革における年貢増徴を中心とした幕領の地方支配強化策において、代々代官の存在がその推進の障壁となり、御料所改革実施直前に、代々代官の支配所の大幅な削減を実施したという理解が正しいと考えられる。然らば、彼らの旧支配所から編入された築山や竹垣の別廉当分預所は、その後どのように取り計らわれたのか。

第二節 築山の場所替と京都役所新設

天保十四年（一八四三）、小堀から支配所を受け取った大坂鈴木町代官築山正路は、『徳川幕府全代官人名辞典』（築山茂左衛門・小倉宗執筆）や西沢淳男編『増補改訂幕領代官・陣屋データベース』（岩田書院、二〇一九年）によると、同年末に江戸馬喰町御用屋敷詰（代官筆頭）へ場所替になったとされている。たしかに同年十月朔日には築山の場所替が命じられ、鈴木町代官後任には設楽能潜在が就任したことが確認できるが、江戸転任にもかかわらず、後述のように翌年二月以降も築山が上方幕領を支配しているのは不可解である。まずはこの点から検証していきたい。

【史料六】は天保十五年二月、築山の別廉当分預所から代官所に引き渡された村々の郡中惣代が築山役所に提出した請書である。なお、前述の通り、支配替では高帳交付から三ヵ月以内に郷村を引き渡す必要があるため、場所替と同時に最寄替が申し渡されたとすれば、引渡は十二月末が期限のはずだが、最寄替の規模が大きかったこともあり、約一ヵ月遅延したと推測される。

【史料六】⁽⁴⁸⁾

差上申一札之事

一今般御支配所高増地御場所替被為蒙 仰候ニ付、城州乙訓郡⁽⁴⁹⁾・葛野・紀伊・久世・綴毘郡、河州若江・茨田・
（第一巻）
（49）
（50）
（51）
（52）
（53）
（54）
（55）
（56）
（57）
（58）
（59）
（60）
（61）
（62）
（63）
（64）
（65）
（66）
（67）
（68）
（69）
（70）
（71）
（72）
（73）
（74）
（75）
（76）
（77）
（78）
（79）
（80）
（81）
（82）
（83）
（84）
（85）
（86）
（87）
（88）
（89）
（90）
（91）
（92）
（93）
（94）
（95）
（96）
（97）
（98）
（99）
（100）
（101）
（102）
（103）
（104）
（105）
（106）
（107）
（108）
（109）
（110）
（111）
（112）
（113）
（114）
（115）
（116）
（117）
（118）
（119）
（120）
（121）
（122）
（123）
（124）
（125）
（126）
（127）
（128）
（129）
（130）
（131）
（132）
（133）
（134）
（135）
（136）
（137）
（138）
（139）
（140）
（141）
（142）
（143）
（144）
（145）
（146）
（147）
（148）
（149）
（150）
（151）
（152）
（153）
（154）
（155）
（156）
（157）
（158）
（159）
（160）
（161）
（162）
（163）
（164）
（165）
（166）
（167）
（168）
（169）
（170）
（171）
（172）
（173）
（174）
（175）
（176）
（177）
（178）
（179）
（180）
（181）
（182）
（183）
（184）
（185）
（186）
（187）
（188）
（189）
（190）
（191）
（192）
（193）
（194）
（195）
（196）
（197）
（198）
（199）
（200）
（201）
（202）
（203）
（204）
（205）
（206）
（207）
（208）
（209）
（210）
（211）
（212）
（213）
（214）
（215）
（216）
（217）
（218）
（219）
（220）
（221）
（222）
（223）
（224）
（225）
（226）
（227）
（228）
（229）
（230）
（231）
（232）
（233）
（234）
（235）
（236）
（237）
（238）
（239）
（240）
（241）
（242）
（243）
（244）
（245）
（246）
（247）
（248）
（249）
（250）
（251）
（252）
（253）
（254）
（255）
（256）
（257）
（258）
（259）
（260）
（261）
（262）
（263）
（264）
（265）
（266）
（267）
（268）
（269）
（270）
（271）
（272）
（273）
（274）
（275）
（276）
（277）
（278）
（279）
（280）
（281）
（282）
（283）
（284）
（285）
（286）
（287）
（288）
（289）
（290）
（291）
（292）
（293）
（294）
（295）
（296）
（297）
（298）
（299）
（300）
（301）
（302）
（303）
（304）
（305）
（306）
（307）
（308）
（309）
（310）
（311）
（312）
（313）
（314）
（315）
（316）
（317）
（318）
（319）
（320）
（321）
（322）
（323）
（324）
（325）
（326）
（327）
（328）
（329）
（330）
（331）
（332）
（333）
（334）
（335）
（336）
（337）
（338）
（339）
（340）
（341）
（342）
（343）
（344）
（345）
（346）
（347）
（348）
（349）
（350）
（351）
（352）
（353）
（354）
（355）
（356）
（357）
（358）
（359）
（360）
（361）
（362）
（363）
（364）
（365）
（366）
（367）
（368）
（369）
（370）
（371）
（372）
（373）
（374）
（375）
（376）
（377）
（378）
（379）
（380）
（381）
（382）
（383）
（384）
（385）
（386）
（387）
（388）
（389）
（390）
（391）
（392）
（393）
（394）
（395）
（396）
（397）
（398）
（399）
（400）
（401）
（402）
（403）
（404）
（405）
（406）
（407）
（408）
（409）
（410）
（411）
（412）
（413）
（414）
（415）
（416）
（417）
（418）
（419）
（420）
（421）
（422）
（423）
（424）
（425）
（426）
（427）
（428）
（429）
（430）
（431）
（432）
（433）
（434）
（435）
（436）
（437）
（438）
（439）
（440）
（441）
（442）
（443）
（444）
（445）
（446）
（447）
（448）
（449）
（450）
（451）
（452）
（453）
（454）
（455）
（456）
（457）
（458）
（459）
（460）
（461）
（462）
（463）
（464）
（465）
（466）
（467）
（468）
（469）
（470）
（471）
（472）
（473）
（474）
（475）
（476）
（477）
（478）
（479）
（480）
（481）
（482）
（483）
（484）
（485）
（486）
（487）
（488）
（489）
（490）
（491）
（492）
（493）
（494）
（495）
（496）
（497）
（498）
（499）
（500）
（501）
（502）
（503）
（504）
（505）
（506）
（507）
（508）
（509）
（510）
（511）
（512）
（513）
（514）
（515）
（516）
（517）
（518）
（519）
（520）
（521）
（522）
（523）
（524）
（525）
（526）
（527）
（528）
（529）
（530）
（531）
（532）
（533）
（534）
（535）
（536）
（537）
（538）
（539）
（540）
（541）
（542）
（543）
（544）
（545）
（546）
（547）
（548）
（549）
（550）
（551）
（552）
（553）
（554）
（555）
（556）
（557）
（558）
（559）
（560）
（561）
（562）
（563）
（564）
（565）
（566）
（567）
（568）
（569）
（570）
（571）
（572）
（573）
（574）
（575）
（576）
（577）
（578）
（579）
（580）
（581）
（582）
（583）
（584）
（585）
（586）
（587）
（588）
（589）
（590）
（591）
（592）
（593）
（594）
（595）
（596）
（597）
（598）
（599）
（600）
（601）
（602）
（603）
（604）
（605）
（606）
（607）
（608）
（609）
（610）
（611）
（612）
（613）
（614）
（615）
（616）
（617）
（618）
（619）
（620）
（621）
（622）
（623）
（624）
（625）
（626）
（627）
（628）
（629）
（630）
（631）
（632）
（633）
（634）
（635）
（636）
（637）
（638）
（639）
（640）
（641）
（642）
（643）
（644）
（645）
（646）
（647）
（648）
（649）
（650）
（651）
（652）
（653）
（654）
（655）
（656）
（657）
（658）
（659）
（660）
（661）
（662）
（663）
（664）
（665）
（666）
（667）
（668）
（669）
（670）
（671）
（672）
（673）
（674）
（675）
（676）
（677）
（678）
（679）
（680）
（681）
（682）
（683）
（684）
（685）
（686）
（687）
（688）
（689）
（690）
（691）
（692）
（693）
（694）
（695）
（696）
（697）
（698）
（699）
（700）
（701）
（702）
（703）
（704）
（705）
（706）
（707）
（708）
（709）
（710）
（711）
（712）
（713）
（714）
（715）
（716）
（717）
（718）
（719）
（720）
（721）
（722）
（723）
（724）
（725）
（726）
（727）
（728）
（729）
（730）
（731）
（732）
（733）
（734）
（735）
（736）
（737）
（738）
（739）
（740）
（741）
（742）
（743）
（744）
（745）
（746）
（747）
（748）
（749）
（750）
（751）
（752）
（753）
（754）
（755）
（756）
（757）
（758）
（759）
（760）
（761）
（762）
（763）
（764）
（765）
（766）
（767）
（768）
（769）
（770）
（771）
（772）
（773）
（774）
（775）
（776）
（777）
（778）
（779）
（780）
（781）
（782）
（783）
（784）
（785）
（786）
（787）
（788）
（789）
（790）
（791）
（792）
（793）
（794）
（795）
（796）
（797）
（798）
（799）
（800）
（801）
（802）
（803）
（804）
（805）
（806）
（807）
（808）
（809）
（810）
（811）
（812）
（813）
（814）
（815）
（816）
（817）
（818）
（819）
（820）
（821）
（822）
（823）
（824）
（825）
（826）
（827）
（828）
（829）
（830）
（831）
（832）
（833）
（834）
（835）
（836）
（837）
（838）
（839）
（840）
（841）
（842）
（843）
（844）
（845）
（846）
（847）
（848）
（849）
（850）
（851）
（852）
（853）
（854）
（855）
（856）
（857）
（858）
（859）
（860）
（861）
（862）
（863）
（864）
（865）
（866）
（867）
（868）
（869）
（870）
（871）
（872）
（873）
（874）
（875）
（876）
（877）
（878）
（879）
（880）
（881）
（882）
（883）
（884）
（885）
（886）
（887）
（888）
（889）
（890）
（891）
（892）
（893）
（894）
（895）
（896）
（897）
（898）
（899）
（900）
（901）
（902）
（903）
（904）
（905）
（906）
（907）
（908）
（909）
（910）
（911）
（912）
（913）
（914）
（915）
（916）
（917）
（918）
（919）
（920）
（921）
（922）
（923）
（924）
（925）
（926）
（927）
（928）
（929）
（930）
（931）
（932）
（933）
（934）
（935）
（936）
（937）
（938）
（939）
（940）
（941）
（942）
（943）
（944）
（945）
（946）
（947）

表3 天保15年(1844)2月
～築山京都役所支配所

国	郡	高(石)	旧支配	
代官所	山城	乙訓	2,820.883	築山(鈴木町) 別廉当分預所
		葛野	2,708.929	
		久世	12,400.824	
		綴喜	2,055.204	
		紀伊	1,099.755	
	大和	宇陀	30,640.489	竹垣(谷町) 別廉当分預所
		河内	12,215.114	都筑(大津)代官所*
	摂津	若江	10,257.334	築山(鈴木町) 別廉当分預所
		茨田	19,951.859	
		豊島	6,268.860	
	川辺	3,206.831		
	小計	103,630.299		
当分預所	摂津	有馬	3,204.715	築山(鈴木町) 別廉当分預所
		兎原	5,230.634	竹垣(谷町)代官所
		八部	5,844.369	
		小計	14,099.718	
	合計	117,730.017		

【典拠】武村家文書 5-6-29 天保15年正月〔願書〕。

(註1) 史料の小計と村高の合計値が一致しない場合、史料上の表記に従った。

(註2) *は竹瀨村(村高766石余)のみ旧築山代官所。

第一条によると、天保十五年二月、築山は増地場所替により、自身の別廉当分預所や大津代官都筑、谷町代官竹垣の支配所から合計一万七〇〇石余を支配所に編入された。築山の新しい支配所の構成(表3)をみると、築山別廉当分預所であった村々のうち、旧高槻藩預所はすべて高槻藩に戻された一方、旧上林代官所の全村、旧小堀代官所の河内国河

遊候都筑金三郎様御支配所河州渋川郡、竹垣三右衛門様御支配所和州宇陀郡、摂州矢部郡・兎原郡村々都合高拾老万七千石余、当御代官所・当分御預り所ニ被 仰付候旨被 仰渡候

一 小堀勝太郎様京地千本御役屋敷之内西役屋敷方、当御代官様江被下候間、御役所御住居向・御手代長家等御取建方之儀者郷中割合ヲ以出来之積リ可相心得旨、土 大炊頭様御下知之旨、御勘定所ニおみて被 仰渡候、尤郡中人用相嵩候儀ハ差当り難渋之筋ニ付、可成丈御役宅・御長家向等御籠略被遊、追而御差図可有御座候条、其段をも相心得、減方之儀心得候儀者可申上旨被 仰渡候、右被 仰渡之趣一同承知奉畏候、尤村々惣代之内遠方之分ハ被 召出候も難儀、私シ共右被仰渡之趣早申通旨、是又被 仰渡、承知奉畏候、依之御請証文差上申所如件

天保十五年二月六日

郡中惣代 連印

内郡・摂津国有馬郡を除く全村、竹垣の別廉当分預所に編入されていた旧木村代官所全三万石余、旧都筑代官所のうち一万石余がそれぞれ築山代官所に編入され、合計一〇万三〇〇〇石余が築山代官所となったことで、築山の極高は代官職における最高値の一〇万石高となった。なお、竹垣の日記によると、この時の増地高は二万石であったようである。⁽⁴⁹⁾一方、築山別廉当分預所(旧小堀代官所)の有馬郡に、竹垣代官所から編入された兔原・八部郡を加えた一万四〇〇〇石余は築山の当分預所になった。

続く第二条によると、場所替にあたり、小堀の京都千本通にある代官屋敷のうち西屋敷を築山に下付することが老中土井利位より下知されたこと、この役宅については郡中入用が嵩まないように小規模に普請を行うことなどが築山より申し渡された。つまり、築山は小堀の代官屋敷の一部を与えられ、その新設役所に場所替されたのである。従来、小堀には役宅として東西四五間・南北六四間の「役屋鋪」と、東西三二間半・南北五二間の「手代屋鋪」が与えられており、千本通を挟んで東側の前者を東屋敷、西側の後者を西屋敷と呼んでいたため、後者が築山に与えられたことになる。

以上より、(一)築山の異動先は江戸ではなく、京都の新設役所であったこと、(二)築山新設役所の支配所は前年に処罰された代官のうち、都筑に交替した石原を除く小堀、上林、木村の支配所を基盤としていたことが明らかとなった。

なお、享保期(一七一六―三六)頃までは代官役所の数は増減をくりかえしていたが、享保十年の代官役所経費支給制により、幕府は経費節減のため、基本的に代官数を絞る方向性を示していた。⁽⁵⁰⁾文化二年(一八〇五)には代官の定員を五〇人に定め、⁽⁵¹⁾代官数もある程度固定化していくため、この時期には代官役所が新設されることは稀であった。加えて、天保末期には、幕府は財政改革として経費削減を図るため、⁽⁵²⁾代官役所経費についても関東代官らにその削減方法を諮問しているほどである。⁽⁵³⁾これらを勘案しても、幕府が従来の上方面幕領における代官勢力図を刷新する必要性を強く認識していたことがうかがえよう。

小堀の極高削減は、支配所の減少、支給される役所経費の減少を伴うため、当然役所スタッフたる手附・手代らも大幅に減員されている。築山はこの後すぐに江戸に場所替され、築山京都役所は短期間で廃止となるが、屋敷は小堀に返されることはなく、小堀正明は五万石高で維新を迎え、同家の従来のおよそ半分の極高や支配所の規模におさえられた。さらに正明は文久元年（一八六一）八月まで長期にわたり布衣を許されなかったために、布衣許可までの約一八年間、座順はかなり下がっていた（文久元年〔八月以前〕段階で四一人中二二位⁵⁶）。

以上より、幕府が天保十四年に行った代々代官の一斉処罰と非世襲型代官への支配所編入は、御料所改革断行のためだけに行われた一過性のもではなく、上方幕領における代々代官支配所の大幅削減により、上方幕領の地方支配における代々代官の影響力を弱め、その勢力図の刷新を図ったものとみられるのである。

おわりに

本稿では、天保改革期に行われた小堀家処罰と築山役所新設を検証し、これに伴う上方幕領の支配替の実態を解明、その意義を明らかにした。本稿の成果は以下の通りである。

(一) 天保十四年（一八四三）、従来知られていた代々代官石原・木村・上林に対する処罰の他に、小堀が代官職継承時に七万石高極高削減という処罰を受け、(二) 小堀および上林、高槻藩から没収した幕領は鈴木町代官築山の別廉当分預所に、木村分は谷町代官竹垣の別廉当分預所に編入され、石原分は後任の都筑の支配所となった。(三) 代々代官らの処罰直後、幕府は御料所改革の実施を命じ、石原・木村・上林の旧支配所については編入先の非世襲型代官によって全耕地と収穫量の再把握、およびそれによる増徴が実施された。(四) したがって、上方代々代官の一斉処罰と上方幕領の支配替は、一義的には改革の遂行を妨げる代々代官の支配所を非世襲型代官の支配所に編入させ、彼らに御料所改革を断行させるためであったといえる。(五) しかし、この処罰の影響は一過性に留まらず、翌

年二月には、小堀の旧西屋敷に京都役所が新設されて築山がここに配置され、築山には増地の上、小堀・上林・木村の旧支配所を基盤とした計一一万石にも及ぶ支配所が与えられた。以上より、代々代官の処罰は御料所改革の断行のみならず、代々代官の地方支配における勢力削減のために行われ、代わりにその支配を任されたのが幕府の意向を忠実に反映する能吏であったことから、この大規模な支配替は、上方幕領の勢力図をも刷新する改革として位置づけられよう。(一八) しかしながら、築山は同年中に江戸に場所替になり、役所自体も廃止された。しかし屋敷は小堀に返されず、小堀はのちに五万石高には極高が回復するものの、そのまま維新を迎え、従来の極高、支配所の規模に比すると、およそ半分の規模に甘んじることになったのである。

筆者は前稿の「おわりに」で、極高や布衣許可の有無などに基づく代官序列は幕府の代官に対する評価を、代官配置は幕府の意向を反映しているため、これらは幕府政策を検討するための有効な指標になると指摘した。本稿で明らかにした小堀家の減地相当処分は、従来の同家の位置づけに鑑みると明らかに異例であり、幕府が小堀家の勢力削減を企図したことは疑い得ない。前稿では代官配置政策を制度面から明らかにしたが、無論幕府は代官の昇級制の維持や財政節減のためだけに機械的に代官割を行っていたわけではない。代官割の割合方には、幕領支配における幕府の意向が反映されているのである。

天保改革期の代々代官処罰については、幕末期に石原が場所替により再び大津代官になり、さらに木村も代官職に復帰することもあり(上林は復帰せず)、おおよそ一過性の影響に留まるようにみられてきた。しかし、本稿の小堀の例をとってみてもその評価は必ずしも妥当ではない。一方で幕府は世襲型代官や代々代官を減じる方針をとっていたにもかかわらず、幕末期においてもなお多くの代々代官が上方幕領に存在し続けた。その意味も改めて検討する必要がある。これらの検証には上方代官が担う各種機能と天保改革期以後の上方幕領支配の展開を別途検討する必要があるが、紙幅の関係上、これらについては別稿に譲らざるを得なかった。後稿を期したい。

〔註〕

- (1) 村田路人「享保期における幕府上方支配機構の再編」(同『近世畿内近国支配論』塙書房、二〇一九年、初出は二〇〇三年) 三七四—三七六頁の定義による。
- (2) 大口勇次郎①「天保期の性格」(『岩波講座日本歴史』第一二巻、岩波書店、一九七六年)、同②「天保の改革」(『日本歴史大系』三、山川出版社、一九九八年)。
- (3) 藤田覚「天保改革と幕領支配」(『幕藩制国家の政治史的研究』校倉書房、一九八七年、初出は一九七八年)。本書刊行までの研究史は藤田論文註②参照、以後は大口前掲論文②、松永友和「天保上知令と大坂代官」(『ヒストリア』二五、二〇一五年)など。
- (4) 大口前掲論文①、西沢淳男①「幕領陣屋と代官支配」(岩田書院、一九九八年) 二〇八—二〇九頁、同②『代官の日常生活』(角川出版社、二〇一五年、初出は二〇〇四年) 一〇七—一二頁、『大阪府史』第七卷(一九八九年) 二二二—二三〇頁、『新修大阪市史』第四卷(一九九〇年) 四五—四五四頁など。
- (5) 西沢前掲書① 二〇八—二〇九頁、西沢前掲書② 一〇—一一頁。
- (6) 前掲『大阪府史』第七卷、二二五頁。ただし、その根拠は不明である。
- (7) 筆者は前稿の「おわりに」で「浮世の有さま」の記述から小堀の極高削減の可能性について示唆したが(二五八—二五九頁)、その際は検討材料となる史料が不足していたため、具体的な検討を行いつなかつた。
- (8) 別廉当分預所については紙幅の関係上、前稿でも詳細を論じることができなかったため、ここに若干の補足を付け加えておく。
例えば、文久元年(一八六一)、陸奥国磐城平藩領・下総国関宿藩領の一部を上知した際に、勘定所は上知分をいったん最寄代官の別廉当分預所に編入させ、追って最寄替を行うことを提案し、その通り許可されている(内閣文庫「国立公文書館所蔵」181-100「御勝手帳」八)。なお、「別廉」とは「特別な理由、事情で」の意で、近世期にはよく用いられる用語であり、預所にも別廉とつくものは遅くとも寛政期(一七八九—一八〇一)にはみられる。しかし、天保期(一八三〇—四四)頃以降は頻出し、別の意味が付与されるとみている。
別廉当分預所については別稿で検討する予定である。

- (9) 村上直ほか編『徳川幕府全代官人名辞典』（東京堂出版、二〇一五年）。
- (10) 辻達也『享保改革の研究』（創文社、一九六三年）一四六―一五一頁、森杉夫「代官所機構の改革をめぐる」（『大阪府立大学紀要 人文・社会科学』一三、一九六五年）など。
- (11) 近世中後期の代官の約九三％が二代以内しか代官職を継承しておらず、世襲率は極めて低かった（西沢前掲書①一四一―一四三頁）。
- (12) 村上直、荒川秀俊編『江戸幕府代官史料 県令集覧』（吉川弘文館、一九七五年）。
- (13) 村田前掲論文、『新修大津市史』第四卷（近世後期）（一九八一年）三九―四一頁、小倉宗「上方代官の幕領支配改革」（同『江戸幕府 上方支配機構の研究』塙書房、二〇一一年、初出は二〇〇四年）など。
- (14) 村田前掲論文三九四頁では、遅くとも享保八年（一七二三）段階で、両家が上方代官の中で特別な位置に置かれていたことが指摘されている。両家の略歴で特に注記がない記述は前掲『徳川幕府全代官人名辞典』、小堀家については内閣文庫156 17「略譜」一四八、石原家については同「略譜」一一を参照した。また座順については前掲表7を参照した。
- (15) 「京都御役所向大概覚書」三（『京都御役所向大概覚書』上巻、清文堂出版、一九七三年）。
- (16) 内閣文庫181 29明和六く天明六年「諸事留」二、太田尚宏『幕府代官伊奈氏と江戸周辺地域』（岩田書院、二〇一〇年）二九―三二頁。筆者も前稿一五二―一五三頁で分析している。
- (17) 詳細は前掲註（43）を参照のこと。
- (18) 前掲註（4）。
- (19) 『浮世の有さま』十うち一四、江戸・大坂近在天領となる（『日本庶民生活史料集成 第十一巻 世相一』三一書房、一九七〇年）。
- (20) 例えば、明和六年（一七六九）八月には、江戸廻代官であった池田季庸が年貢引負のため減地され、五万石高になっている（前掲『徳川幕府全代官人名辞典』）。
- (21) 内閣文庫20 69「小役人帳」、20 71「小役人被 仰付并御免留」、江川文庫「御用留」。
- (22) 狩野文庫（東北大学附属図書館所蔵マイクロフィルム紙焼き版使用）新見記録13天保十四年正月く三月「御覧もの留」の二月二十三

日条に「伺 元御代官小堀主税支配所之儀（正字）ニ付伺（勘定書）」、三月十日条に「伺 御代官取寄割合之儀伺（勘定書）」とあるが、後者は小堀を対象としたものとは確定し得ない。特定の代官の支配所に対する処置（おそらく支配替）について本史料に記録されるのは管見の限りこのみで、本件が特異であることは指摘できる。

(23) 『堺市史料』41農政(七) 嘉永六年七月「設築八三郎様御場所替御跡増田作右衛門様（江被為蒙仰ニ付御引渡一件）」。『堺市史料』は『堺市史』編纂のための古文書の筆写記録で、原史料は原存しないものが多い。文意が通らないものは傍注で正字を（ ）内に記し、不要な文字には（符）を付した。

(24) 内閣文庫220 83「御代官所勸方書付」一より「安政六未年御代官所勸方書付」（小堀分）。なお、安政二（四年（一八五五―七）頃の小堀の支配所も五万四四七石余である（公益財団法人鍋島報効会所蔵鍋991 810「諸国御代官所扱又御大名方御預所高附写」）。

(25) 天保十四年（一八四三）十一月段階で築山別廉当分預所であった村名と村高を書き上げた蝸牛廬文庫（池田市立歴史民俗資料館所蔵）撰津国豊島郡池田村文書3 土地 34天保十四年十一月「別廉当分御預り所村々御高附帳」に加え、各村がどの支配所から編入されたか（旧支配）を、河内国若江郡小若江村武村家文書（東大阪市史所蔵紙焼き版を使用）4 5 11天保十五年二月「手鑑」、5 6 29天保十五年正月（願書）を主として、他に4 2 52天保十四年八月「天保十四癸卯八月請証文」、5 1 1 51 13（天保十四年 閏九月「天保十三寅年小入用帳写」で特定した。武村はこの時小堀代官所から築山別廉当分預所に編入された小若江村の庄屋兼郡中惣代であったため、同家には天保十四（十五年）の築山代官の支配替関係の史料が多く残されている。ただし、旧支配の特定に利用した武村家文書には播磨国の情報がすべて記載されているわけではない。そこで、「別廉当分御預り所村々御高附帳」では、旧支配と郡ごとのまとまりを崩さないうで記される（例えば元上林代官所と高槻藩預所から編入された茨田郡は、同郡でも分けて記載されている）ことをふまえ、小堀代官所から築山別廉当分預所に編入された村々の請書である武村家文書4 2 52で署名している播磨国の郡中惣代を務める庄屋らの村名、および播磨国の中で支配変遷が判明するいくつかの村の旧支配を確認することで、播磨国全体の旧支配を特定した。

播磨国のうち、確認した村は以下の通り。多可郡市原村（『加美町史 史料編』一九八四年）、多可郡小苗村・大伏村（『黒田庄町史』一九七二年）、多可郡門前村・坂本村・俵田村、加西郡西笠原村、加東郡太郎太夫村（『相生市史』第五卷、一九八九年、近藤文蔵「履

- 歴叢書緒言」〔播磨雜誌』一号、一八九二年）、加東郡・加西郡青野原新田（県立社高校地歴部編『青野原新田』賀毛郷土研究会一九七二年）、美囊郡武士山新田（『なにわ・大阪文化遺産学叢書五 大坂代官竹垣直道日記』二〔関西大学なにわ・大阪文化遺産研究ゼンター、二〇〇八年〕、以下、『竹垣日記』と略称）。
- (26) 天保九年（一八三八）段階で小堀正芳は極高一〇万石高となっている（阿波国徳島蜂須賀家文書〔国文学研究資料館所蔵〕27A-1001392戊〔天保九年〕八月改〔御代官所附〕）。
- (27) この願いの審議結果は不明であるが、翌文久二年（一八六二）二月に正美は一万石のみ増地されているため（内閣文庫257-59文久二年「表右筆当番齋藤良吉日記」、願い通りにはなっていない）。
- (28) 福田家文書（三和資料館所蔵）A-100西（文久元年）十一月「先例書」。
- (29) 内閣文庫181100「御勝手帳」三〇〇。
- (30) 江川文庫S1155嘉永七年正月〜安政元年十二月「御用留」、近藤富蔵ほか『八丈実記』第三卷（緑地社、一九七一年）。
- (31) 『堺市史料』43農政（九）天保十四年七月「築山茂左衛門様於御役所荒地其外共被 仰渡御請書之写^并ニ此度差上候帳面雛形写共中筋邑扣」。『堺市史料』については前掲註（23）を参照のこと。
- (32) 実際、天保十四年（一八四三）七月末から八月頃に、彼らの旧支配所を受け取った築山や竹垣が各支配所に御料所改革について申し渡し、調査を開始している様子が確認できる（『竹垣日記』二、『撰津市史』史料編三（一九八三年）所収25御回村につき被仰渡候箇条 請書・26御回村につき被仰渡書写など）。
- (33) 藤田前掲論文九一—九八頁。
- (34) 以下、近江一揆については、特に断らない限り河村吉三『天保義民録』（高知堂、一八九三年）、松好貞夫『天保の義民』（岩波書店、一九六二年）、古川与志継『近江天保一揆の基礎的研究』（サンライズ出版、二〇一八年）を参照した。
- (35) 『浮世の有さま』十うち一五、印旛沼工事の任命（前掲『日本庶民生活史料集成第十一巻』）。
- (36) 実際に、都筑支配所の河内国丹南郡岩室村や錦郡郡西代村において、同代官のもと御料所改革が実施されていることが確認できる（福

島雅藏「天保国郷帳・国絵図の調進と在地村落」〔同『近世畿内政治支配の諸相』和泉書院、二〇〇三年、初出は一九九六年〕一七二—一七四頁。

(37) 内閣文庫181 天保十四年「御書付留」三。

(38) 『竹垣日記』二、天保十四年七月二日〜十一月十九日条。松永前掲論文四八—四九頁もこの様子を紹介している。竹垣に大和国の幕領が預けられたのは元五条代官で、大和国の事情にある程度精通していたからであろう。

(29) 安藤博編『徳川幕府縣治要略』（赤坂書店、一九一五年）八四—八五頁。

(40) 東京大学史料編纂所蔵4175-672「永井家譜」。この動向は天保十四年（一八四三）七月頃に幕府が大名預所を原則として順次廃止する意向を示したという幕令（服藤弘司『大名預所の研究』創文社、一九八一年、一六四—一八〇頁）と関連する可能性がある。

(41) 天保十四年（一八四三）八月頃には、築山自身が支配所村々に対する申渡の中で「今度自分支配所、別廉当分預り所被 仰付、格別相増、都合高式拾万石余」相成、殊更是迄之仕来を御改有之」（前掲『撰津市史』史料編三）と言及している。

(42) 撰津国住吉郡中喜連村佐々木家文書（関西大学図書館所蔵）421・440〜555うち各年度「御年貢可納割附之事」「御年貢皆済目録」。

(43) 新保博『封建的小農民の分解過程』（新生社、一九六七年）第46表、一九四頁。

(44) 前掲『徳川幕府全代官人名辞典』。代官就任者の前職、後職については西沢前掲書①を参照した。

(45) 小川恭一編著『江戸幕府旗本人名事典』別巻（原書房、一九九〇年）うち「大概順」一三七—一七五頁。

(46) 前掲『徳川幕府全代官人名辞典』。

(47) ただし、小倉氏は場所替を十二月十八日かとするが、「柳営日記」（国立国会図書館所蔵）481天保十四年十月朔日条によると、築山の場所替は十月朔日に命じられている。

(48) 撰津国豊島郡上止々呂美村中谷家文書（箕面市行政史料、紙焼き版使用）2 157天保十五年二月六日「差上申一札之事」。

(49) 前掲『竹垣日記』二、天保十四年十二月二十一日条。

(50) 「京都御役所向大概覚書」一（前掲『京都御役所向大概覚書』上巻）。

(51) 前稿表3。村田前掲論文三九一—三九二頁では、正徳・享保期(一七一—一三六)における上方代官の減員状況を明らかにする。また、近世前期の大坂代官と代官役所の変遷については、宮本裕次「江戸時代前期の大坂代官」(『大阪城天守閣紀要』二九、二〇〇一年)を参照のこと。

(52) 前稿一四一—一四六頁。

(53) 内閣文庫220/69文化二年五・七月「小役人帳」十四。

(54) 大口勇次郎「天保・弘化の幕府財政」(『徳川幕府財政史の研究』研文出版、二〇二〇年)二〇一—二一三頁。

(55) 弘化元年正月「地方諸入用減方の儀申上候書付」(石井良助・服藤弘司編『幕末御触書集成』第一卷、岩波書店、一九九二年)。代官らは役所経費支給額の削減案を提出したが、これ以上支給額を減額すれば、代官支配に差し支える恐れがあると判断され、現状維持となった。

(56) 前掲「江戸幕府代官史料集覧」、京都本能寺町前川五郎左衛門家文書(佛教大学図書館所蔵) け28弘化三年二月二十七日より「千本通御代官築山茂左衛門様明キ御役屋跡御地面引請被 仰付候諸一件」、慶応元年「御代官御預所御極高」(大野瑞男編『江戸幕府財政史料集成』上巻、吉川弘文館、二〇〇八年)、国立公文書館所蔵公33100「公文録・明治元年・第五十三巻・戊辰三月・士大夫伺(一)」うち「小堀数馬御預支配所ノ儀」付申立」。座順については前稿表6を参照のこと。

(57) 前掲『徳川幕府全代官人名辞典』。

(58) 辻前掲書、森前掲論文、内閣文庫220/71「小役人被 仰付_井御免留」二・四など。

〔付記〕本稿の執筆にあたっては、池田市立歴史民俗資料館、江川文庫、関西大学図書館、公益財団法人鍋島報効会、堺市立図書館、国文学研究資料館、国立公文書館、東北大学附属図書館、東大阪市文化財課、佛教大学図書館、三和資料館、箕面市総務部総務課の皆様にご高配を賜った。記して感謝申し上げる。

なお、本研究は公益財団法人高梨学術奨励基金の助成を受けたものである。